証券コード　6074
2026年６月11日
（電子提供措置の開始日2026年６月４日）

株　主　各　位

大阪市西区土佐堀一丁目４番11号
株式会社ジェイエスエス
代表取締役社長　　藤木　孝夫

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト　　https://www.jss-group.co.jp/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ジェイエスエス」又は「コード」に当社証券コード「6074」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2026年６月25日（木曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１.日　　時　2026年６月26日（金曜日）午前10時
２.場　　所　大阪市北区中之島四丁目３番１号
大阪中之島美術館
１階　ホール
（前回と開催場所が異なりますのでご注意ください。）
３.目的事項
報告事項　１．第51期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第51期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

４.招集にあたっての決定事項
(1)ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2)インターネット等による方法及び書面（郵送）と重複して議決権行使を行使された場合は、到着日時問わず、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてとしてお取り扱いいたします。
(3)インターネット等による方法で複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年６月26日（金曜日）
午前10時



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年６月25日（木曜日）
午後６時入力完了分まで



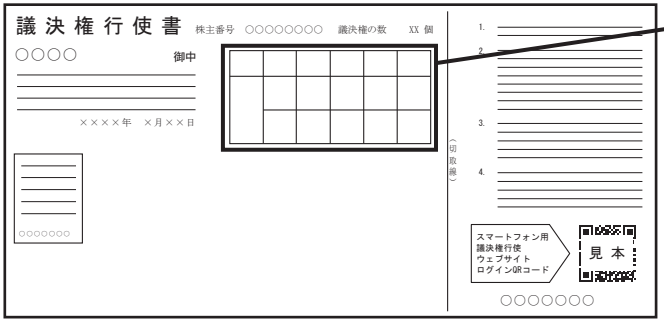
書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年６月25日（木曜日）
午後６時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第２号・第３号議案

- 全員賛成の場合　≫　「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合　≫　「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合　≫　「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第１号議案

- 賛成の場合　≫　「賛」の欄に○印
- 反対する場合　≫　「否」の欄に○印

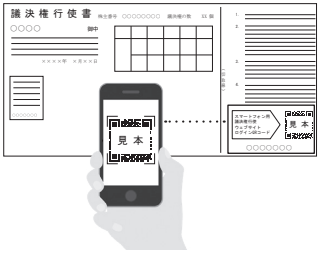
・インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1 回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

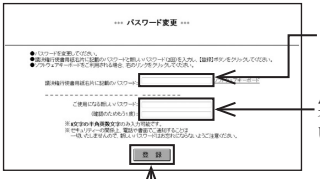
2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

（受付時間　年末年始を除く9:00～21:00）

事　業　報　告

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当社グループが判断したものであります。

当連結会計年度におけるわが国経済環境は、雇用・所得環境改善の動きが続き、緩やかな回復基調を維持している一方で、ウクライナ情勢など地政学的リスクや米国の通商政策の動向、資源・エネルギー価格の高騰から、依然として経済環境は先行き不透明な状況です。

このような中、当社グループは「水を通じて健康づくりに貢献する」という経営理念のもと、より多くの人に心と体の元気を届けるべく、ベビーからシニアまで幅広い層の健康促進に取り組んでまいりました。

会員集客の施策では、新規獲得を目的とした、季節の入会キャンペーンの他、事業所内のみならず全国の会員を対象とした紹介キャンペーン「つながろうＪＳＳ」や１日体験会を含む間口を広げた集客の施策を実施する事により、当社グループ独自の子供向け教育ノウハウを強く訴求し、会員の獲得に努めてまいりました。

水泳授業受託では、全国的な学校プール施設の老朽化や指導者不足により水泳授業の民間委託が増加するなか、当社の培ってきた専門的な水泳指導のノウハウを活かした小中学校への水泳授業受託を実施しました。今後も自治体からの入札要請やインストラクター派遣依頼に積極的に対応してまいります。

選手強化面では、2026年３月の第101回日本選手権水泳競技大会において、難波実夢選手（ＪＳＳ東京）が200m自由形で４位、800m自由形で５位、由良柾貴選手（ＪＳＳ東京）が50m背泳ぎで４位、大蔵礼生選手（ＪＳＳ）が50m平泳ぎで５位、100m平泳ぎで２位、木村瞬弥選手（ＪＳＳ）が400m個人メドレーで７位、諏訪遥希選手　（ＪＳＳ東京）が200m背泳ぎで６位となりました。

日本テレビホールディングス株式会社との業務提携の状況につきましては、同社100％子会社である株式会社ティップネス（以下「ティップネス」）との協業について、両社のノウハウ・経営資源を持ち寄ることで、両社の企業価値向上に資する効果的なシナジーをさらに強力に推進するため、以下の施策を進めてまいりました。

＜ティップネスとの主な協業内容＞

○「地域から水難事故を０（ゼロ）に！着衣泳体験会」の開催

2005年より安全水泳に取り組んでおります当社のノウハウを活かし当社とティップネス社２社共同開催の形で、不慮の事故から命を守る対処法を身につける「着衣水泳体験会」を2025年５月25日にＪＳＳスイミングスクール立石（東京都葛飾区）で開催、2025年６月15日にはＪＳＳスイミングスクールおゆみ野（千葉市緑区）で開催しました。

○オンラインフィットネス配信サービス「トルチャ」の提供

ティップネスが持つオンラインフィットネス配信サービス「トルチャ」を当社会員およびその家族向けに提供し、顧客満足度向上とコロナ禍における施設に頼らない収益確保策の一つとしました。

○ＪＳＳキッズファミリープラン

両社が近隣に商圏を持つ事業所において当社子供会員の家族が割引価格でティップネスの事業所を利用出来る「ＪＳＳキッズファミリープラン」を設定し、顧客満足度向上につながるものとしました。

○協業会議および分科会の定期開催

当社とティップネスとの情報交換の機会として、協業会議および各業務、テーマに沿ったより細分的な会議体としての分科会を実施しております。

○その他

商材や備品の共同購入によるコスト削減や人事採用の情報交換等、両社の強みとスケールメリットを活かした様々な分野におけるシナジー効果を生み出す取り組みを協議し、実施するとともに、更なる施策の準備を進めてまいりました。

このような営業施策の結果、会員動向につきましては、原材料価格の上昇やライフスタイルの多様化など、消費環境の変化を受けて、新たなニーズへの対応が求められる状況となっております。

こうした背景もあり、会員数は当初の想定よりもやや伸び悩んでおりますが、ニーズの変化を的確に捉えた施策を講じることで、さらなる改善を図ってまいります。

なお、当連結会計年度末における当社グループの会員数は76,880人（前年同期比8.9％減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は8,541百万円（前年同期比1.9％増）、営業利益は433百万円（前年同期比72.0％増）、経常利益は427百万円（前年同期比68.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は242百万円（前年同期比25.9％増）となりました。

なお、当社グループはスイミングスクール運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を行っておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は134百万円であり、その主な内容は、次のとおりであります。

・当連結会計年度中に取得・完成した主要設備等（取得価額）

ＪＳＳ東花園スイミングスクール	構　築　物	８百万円
ＪＳＳ所沢スイミングスクール	構　築　物	８百万円

・重要な固定資産の売却・除却等

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第 50 期	第 51 期 (当連結会計年度)
	2025年３月期	2026年３月期
売上高	8,381	8,541
経常利益	253	427
親会社株主に帰属する当期純利益	192	242
１株当たり当期純利益	49円60銭	60円25銭
総資産	7,520	7,340
純資産	3,011	3,182

（注）１.当社は、第50期より連結計算書類を作成しております。
２.百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
３.１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第 48 期	第 49 期	第 50 期	第 51 期 (当事業年度)
	2023年３月期	2024年３月期	2025年３月期	2026年３月期
売上高	8,073	8,131	7,889	8,050
経常利益	430	406	174	416
当期純利益	234	218	113	183
１株当たり当期純利益	60円74銭	56円51銭	29円33銭	45円63銭
総資産	6,997	6,346	6,490	6,397
純資産	2,649	2,816	2,929	3,032

（注）１．百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ワカヤマアスレティックス	57百万円	100%	スイミングクラブ、フィットネスクラブ

(4) 対処すべき課題

当社の中長期的な成長および企業価値・株主価値の最大化に向けて対処すべき課題は、以下のとおりです。

① M&A戦略の推進

当社の成長戦略としてM&A戦略を強化し、更なるエリア展開に注力する事で、地域に根差した青少年の健全育成やスポーツ振興を加速するとともに、事業拡大と収益性の確保を実現してまいります。

また、当社事業を含めた健康産業全般の中で、当社事業との親和性の高い新たな領域へ進出する等、積極的な事業展開を図る事で、更なる成長を図ります。

② 水泳の原点回帰と安全強化、競技力の向上

近年、公立学校における水泳指導の縮小に伴い、国民の泳力低下や水難事故のリスク増大が社会課題となっており、このような状況下において、スイミングスクール事業が果たすべき社会的使命がより一層高まっていると強く認識しています。

当社は水泳の原点に立ち返り、４泳法の指導強化と安全第一の授業展開を徹底いたします。創業以来培ってきた水泳指導および水中健康運動のノウハウを活かし、昨今の水難事故の状況を踏まえ、安全指導を今一度強化してまいります。

また、毎大会オリンピック選手を輩出している実績をもとに、引き続きトップレベルの選手育成にも尽力いたします。

これらを通し、水泳業界の持続的な成長と価値向上に貢献するとともに、その成果をブランディングの強化および収益力の向上を通じた企業価値の向上へとつなげてまいります。

③ 人材の育成および確保

スイミングスクール業界の人材については業界全体として不足しており、今後の事業拡大に対して人員の育成および確保が課題となっております。

これらの課題について当社は求職者および従業員に対し、スイミングスクール運営企業で唯一の上場企業としての強みを活かした魅力ある労働環境の整備や教育環境の強化を図る事で質の高い人材の確保、指導力強化による競争優位性の確立、ワーク・ライフ・バランスの向上などを実現してまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年３月31日現在）

・スイミングスクール、テニススクールおよびフィットネスなどスポーツクラブの企画、経営ならびに運営管理およびこれらのコンサルタント
・スポーツ用品、用具類および付属機器ならびに加工機、設備等の販売
・学習塾教室、スポーツ教室、カルチャー教室、健康増進教室の開催、企画、経営ならびに運営管理
・経営、運営しているスポーツクラブ等の会員に対するサービス業務
・旅行業
・建築工事業、建物の設計およびデザイン、土木工事業、鋼構造物工事業、管工事業、機械器具設備工事業および設計業務
・不動産の賃貸に関する事業
・企業従業員その他一般団体、個人の体力測定に基づく健康管理業務の受託
・健康器具、美容機器、医療機器の販売および輸出入
・市場および広告に関連する調査、分析、コンサルティング等のマーケティング業務

(6) 主要な事業所（2026年３月31日現在）

① 本社　大阪市西区土佐堀一丁目４番11号

② 直営事業所

No.	直営事業所名	所在地	No.	直営事業所名	所在地
1	ＪＳＳスイミングスクール清田	北海道	33	ＪＳＳ白子スイミングスクール	三重県
2	ＪＳＳ釧路スイミングスクール	北海道	34	ＪＳＳスイミングスクール松阪	三重県
3	ＪＳＳ登別スイミングスクール	北海道	35	ＪＳＳ山本スイミングスクール	大阪府
4	ＪＳＳ岩見沢スイミングスクール	北海道	36	ＪＳＳさやまスイミングスクール	大阪府
5	ＪＳＳ北上スイミングスクール	岩手県	37	ＪＳＳ深井スイミングスクール	大阪府
6	ＪＳＳ盛岡スイミングスクール	岩手県	38	ＪＳＳ柏原スイミングスクール	大阪府
7	ＪＳＳあおやまスイミングスクール	岩手県	39	ＪＳＳエビススイミングスクール	大阪府
8	ＪＳＳ仙台スイミングスクール	宮城県	40	ＪＳＳ東花園スイミングスクール	大阪府
9	ＪＳＳ南光台スイミングスクール	宮城県	41	ＪＳＳスイミングスクール松原	大阪府
10	ＪＳＳ秋田スイミングスクール	秋田県	42	ＪＳＳスイミングスクールいずみ中央	大阪府
11	ＪＳＳいわきスイミングスクール	福島県	43	ＪＳＳスイミングスクール瓢箪山 ＪＳＳフィットネスクラブ瓢箪山	大阪府
12	ＪＳＳ宇都宮スイミングスクール	栃木県	44	ＪＳＳスイミングスクールりもね	大阪府
13	ＪＳＳ所沢スイミングスクール	埼玉県	45	ＪＳＳ水夢八尾山本	大阪府
14	ＪＳＳ入間スイミングスクール	埼玉県	46	ＪＳＳ尼宝スイミングスクール	兵庫県
15	ＪＳＳ毛呂山スイミングスクール	埼玉県	47	ＪＳＳ大久保スイミングスクール	兵庫県
16	ＪＳＳスイミングスクールおゆみ野	千葉県	48	ＪＳＳ姫路スイミングスクール	兵庫県
17	ＪＳＳ八王子スイミングスクール	東京都	49	ＪＳＳ宝塚スイミングスクール	兵庫県
18	ＪＳＳスイミングスクール若葉台	東京都	50	ＪＳＳ水夢北神戸	兵庫県
19	ＪＳＳスイミングスクール立石	東京都	51	ＪＳＳ津山スイミングスクール	岡山県
20	ＪＳＳスイミングスクール鶴見	神奈川県	52	ＪＳＳ広島スイミングスクール	広島県
21	ＪＳＳジャンボスイミングスクール	新潟県	53	ＪＳＳ大州スイミングスクール	広島県
22	ＪＳＳジャンボインドアテニススクール	新潟県	54	ＪＳＳ廿日市スイミングスクール	広島県
23	ＪＳＳスイミングスクール中野山	新潟県	55	ＪＳＳ米子スイミングスクール	鳥取県
24	ＪＳＳスイミングスクール富山	富山県	56	ＪＳＳ松江スイミングスクール	島根県
25	ＪＳＳスイミングスクール高岡	富山県	57	ＪＳＳスイミングスクール出雲	島根県
26	ＪＳＳインドアテニススクール富山	富山県	58	ＪＳＳセンコースイミングスクール	香川県
27	ＪＳＳスイミングスクール本郷	富山県	59	ＪＳＳスイミングスクール高知	高知県
28	ＪＳＳスイミングスクールとなみ	富山県	60	ＪＳＳ姪浜スイミングスクール	福岡県
29	ＪＳＳ多治見中央スイミングスクール	岐阜県	61	ＪＳＳスイミングスクールちくご	福岡県
30	ＪＳＳスイミングスクール中川	愛知県	62	ＪＳＳスイミングスクール伊都	福岡県
31	ＪＳＳ比良スイミングスクール	愛知県	63	ＪＳＳ浦添スイミングスクール	沖縄県
32	ＪＳＳスイミングスクール守山	愛知県	64	ＪＳＳスイミングスクール沖縄中央	沖縄県

③　受託事業所

No.	受託事業所名	所在地	No.	受託事業所名	所在地
1	ＪＳＳあゆみスイミングスクール札幌	北海道	11	ＪＳＳはびきのスイミングスクール	大阪府
2	ジャパンスイミングスクール江別	北海道	12	ＪＳＳガボスイミングスクール	大阪府
3	ＪＳＳあいの里スイミングスクール	北海道	13	ＪＳＳ住吉スイミングスクール	大阪府
4	ＪＳＳ長岡スイミングスクール	新潟県	14	ＪＳＳ高槻中央スイミングスクール	大阪府
5	ＪＳＳ金沢駅西スイミングスクール	石川県	15	ＪＳＳ富雄スイミングスクール	奈良県
6	ＪＳＳ金沢駅西スイミングスクール粟崎	石川県	16	ＪＳＳ三木スイミングスクール	兵庫県
7	ＪＳＳ磐田スイミングスクール	静岡県	17	ＪＳＳ北神戸スイミングスクール	兵庫県
8	福田屋内スポーツセンター 磐田温水プール	静岡県	18	ＪＳＳ川西スイミングスクール	兵庫県
9	一宮スイミングスクール	愛知県	19	えみくるＡＲＩＤＡ	和歌山県
10	ＪＳＳ茨木中央スイミングスクール	大阪府	20	ＪＳＳ具志川スイミングスクール	沖縄県

④　子会社：株式会社ワカヤマアスレティックス

No.	直営事業所名	所在地	No.	直営事業所名	所在地
1	パルポート太田	和歌山県	3	パルポート紀の川	和歌山県
2	パルポートワカヤマ	和歌山県	4	ワカヤマアスレティックス本部	和歌山県

(7) 企業集団の使用人の状況（2026年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
467名	31名減

（注）１．使用人数には、当社からの出向者を除き、当社への出向者を含んでおります。
２．使用人数には、エリア正社員12名、契約社員35名を含んでおります。
３．使用人数以外にアルバイト374名を雇用しております。
なお、アルバイトの人数は、最近１年間の平均人数であり、社員の月間所定労働時間で換算しております。

②当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
448名	28名減	40.9歳	15.1年

（注）１．使用人数には、当社からの出向者を除き、当社への出向者を含んでおります。
２．使用人数には、エリア正社員12名、契約社員35名を含んでおります。
３．使用人数以外にアルバイト348名を雇用しております。
なお、アルバイトの人数は、最近１年間の平均人数であり、社員の月間所定労働時間で換算しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社関西みらい銀行	779百万円
株式会社紀陽銀行	440百万円
株式会社京都銀行	239百万円
株式会社みずほ銀行	206百万円
株式会社南都銀行	105百万円
株式会社商工組合中央金庫	97百万円
株式会社りそな銀行	78百万円
株式会社三井住友銀行	69百万円

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．株式の状況（2026年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　15,600,000株

(2) 発行済株式の総数　4,026,056株

(3) 株主数　2,194名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
日本テレビホールディングス株式会社	1,000,000	24.84
江崎グリコ株式会社	371,056	9.22
関　健二	171,400	4.26
内藤　征吾	120,000	2.98
柿沼　佑一	110,000	2.73
水元　公仁	102,900	2.56
奥村　征照	100,000	2.48
藤木　孝夫	94,000	2.34
浜本　憲至	87,800	2.18
上田八木短資株式会社	81,400	2.02

（注）持株比率は、自己株式403株を控除して計算しております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2026年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤木孝夫	
取締役会長	奥村征照	
常務取締役	濱治雅弘	管理本部長
常務取締役	藤木航	事業本部・営業推進本部管掌
取締役	宮本倍幸	営業推進本部長
取締役（監査等委員）	山脇幹雄	税理士 山脇幹雄税理士事務所代表
取締役（監査等委員）	安達徹	税理士 株式会社安達計算センター代表取締役 安達徹税理士事務所代表
取締役（監査等委員）	奥田智子	弁護士 いぶき法律事務所弁護士

（注）１．取締役（監査等委員）山脇幹雄氏、安達徹氏および奥田智子氏は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）山脇幹雄氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
３．取締役（監査等委員）安達徹氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としていないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
５．当社は、取締役（監査等委員）山脇幹雄氏、安達徹氏及び奥田智子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
古　谷　政　徳	2025年６月27日	任期満了	常務取締役事業本部長・営業推進本部管掌
淺　野　省　三	2025年７月31日	辞任	取締役監査等委員 つながり総合法律事務所代表

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠償金等の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

①　役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年３月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会の答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

ａ．基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で、各役員の報酬を、会社への貢献度、在籍年数等を総合的に勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員会で決定するものとする。報酬体系については、金銭の固定報酬としての基本報酬のみを支払うものとする。

ｂ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、会社業績への貢献度、役職位、役員在籍年数等を総合的に勘案して決定するものとする。

ｃ．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、金銭の固定報酬のみであるため、金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合を定めておりません。

ｄ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、取締役会において取締役基本報酬の総額を決議し、個人配分は代表取締役社長に一任するものとする。その権限の内容は、取締役会で承認された基本報酬の総額の範囲内において、会社業績への貢献度、役員在籍年数等を総合的に勘案し、各取締役の基本報酬額を決定するものとする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて決定するものとする。

ただし、監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査等委員の協議により決定するものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 （－名）	116百万円 （－百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （4名）	5百万円 （5百万円）
合　　計 （うち社外役員）	10名 （4名）	122百万円 （5百万円）

（注）１．取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2016年６月29日開催の第41回定時株主総会において年額５億円以内（うち、社外取締役年額１億円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、６名（うち、社外取締役は１名）です。
２．取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2016年６月29日開催の第41回定時株主総会において年額１億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、４名です。
３．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

③　取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長藤木孝夫氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、会社業績への貢献度、役職位、役員在籍年数等を総合的に勘案し、各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を踏まえて決定しております。

５．社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）山脇幹雄氏は、山脇幹雄税理士事務所の代表であります。当社と山脇幹雄税理士事務所との間に特別な関係はありません。
・取締役（監査等委員）淺野省三氏は、つながり総合法律事務所の代表であります。当社とつながり総合法律事務所との間に特別な関係はありません。
・取締役（監査等委員）安達徹氏は、株式会社安達計算センターの代表取締役であります。当社と株式会社安達計算センターとの間に特別な関係はありません。
・取締役（監査等委員）安達徹氏は、安達徹税理士事務所の代表であります。当社と安達徹税理士事務所との間に特別な関係はありません。
・取締役（監査等委員）奥田智子氏は、いぶき法律事務所所属の弁護士であります。当社といぶき法律事務所との間に特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	活　動　状　況
取締役 (監査等委員)	山 脇 幹 雄	長年にわたる国税庁での業務および税理士業務を通じて培った豊富な経験、深い見識を有し、当社の理論にとらわれない、客観的視点による監査等委員としての監督機能および役割を果たしております。 当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席し、取締役会において税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保にあたり適宜、必要な助言をいただきました。 また、監査等委員会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な助言をいただきました。
取締役 (監査等委員)	淺 野 省 三	法曹界における長年の経験があり、会社法をはじめとする企業法務に精通しているため、当社の企業統治においてその深い見識を活かした監査等委員としての監査機能および役割を果たしております。 当事業年度において、2025年７月31日付の辞任までに開催された取締役会７回のうち０回、また、監査等委員会５回のうち１回に出席し、取締役会において、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保にあたり適宜、必要な助言をいただきました。 また、監査等委員会において、法的規制ならびに内部監査について適宜、必要な助言をいただきました。
取締役 (監査等委員)	安 達　徹	長年にわたる国税庁での業務および税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の企業統治においてその深い見識を活かした監査等委員としての監査機能および役割を果たしております。 当事業年度に開催された取締役会16回のうち13回、また、監査等委員会13回のうち11回に出席し、取締役会において、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保にあたり適宜、必要な助言をいただきました。 また、監査等委員会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な助言をいただきました。
取締役 (監査等委員)	奥 田 智 子	法曹界における長年の経験があり、会社法をはじめとする企業法務に精通しているため、当社の企業統治においてその深い見識を活かした社外取締役としての監査監督機能および役割を果たしております。当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また監査等委員会13回の全てに出席し、取締役会において弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保にあたり適宜、必要な助言をいただきました。また、監査等委員会において、法的規則ならびに内部監査について適宜、必要な助言をいただきました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6．会計監査人の状況

(1) 名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第41条の定めにより、会計監査人との間に、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を規定しておりますが、当社の会計監査人と責任限定契約は締結しておりません。

7．業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役および従業員の職務の執行が法令、定款および各社内規程に適合することを確保するため、各部門の担当取締役は当該担当部門におけるコンプライアンスを徹底する体制を構築します。また、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握・改善に努めます。

② コンプライアンスの推進については、リスク管理委員会が、全体的な行動指針を作成し、コンプライアンス体制を強化します。

③ 法令・定款・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、内部通報制度を確立します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 取締役は、文書管理規程に基づき、職務遂行に係る情報を文書で保管し、文書の保管期間その他の管理体制についてこの規程を遵守することとしています。また、監査等委員が求めたときは、いつでも当該文書を閲覧できることとしております。

② 情報漏洩防止のための体制を構築し、電子情報の適切な保存および管理を図ります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 取締役会・経営会議・部長会・部門長会およびその他の重要な会議にて、部門長および各担当部署の責任者より、業務執行に関わる重要な情報の報告を定期的に行うこととしております。

② 情報保全、環境、防災、衛生、健康などに関するリスクの対応については、それぞれの所管部署において規程の制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施しております。

③ 経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに備えるためにリスク管理規程を定め、想定されるリスクに対して円滑に対処するための予防策を構築しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。また、経営会議の中で重要事項を審議し、業務執行のスピードアップを図ります。

② 内部統制の実施状況を検証するために、内部監査室は規程に基づき、内部監査を行い、その結果を監査等委員会および経営会議に対して報告することとしております。

(5) 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社の定める関係会社管理規程において、子会社に対し、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を行う体制としております。

② 当社および子会社の取締役等が出席する会議を定期的に開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、当該会議において当社へ報告を行う体制としております。

③ 当社は、子会社のリスク・コンプライアンス規程を定め、子会社のリスクを統括的に管理しております。また、重大なリスクの発生やその兆候を認識した際には、直ちに事実関係の調査および対応策を実施し、必要に応じて当社の取締役会へ報告を行う体制としております。

④ 当社は、子会社のコンプライアンス推進に向けた行動指針を策定し、コンプライアンス体制のさらなる強化を図っております。

⑤ 当社は、子会社の取締役および使用人から業務執行状況について定期的または随時に報告を受け、適切な指導および管理を行う体制としております。

⑥ 当社は、関係会社管理規程および内部監査規程に基づき、子会社に対する内部監査を定期的に実施し、その結果を当社の取締役および監査等委員会へ報告する体制としております。

⑦ 当社は、内部通報規程に基づき、当社および子会社の役職員が、当社の窓口または社外窓口へ直接通報を行うことができる体制を整備するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止し、通報者の保護を徹底しております。

(6) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社内規程に基づく職務権限および意思決定ルール、内部監査の実施により使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制を確保しております。

(7) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会が職務執行のために補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会の見解を尊重してこれを決定し、使用人の人事発令等を速やかに行います。

(8) 前項の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前項により配置される使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事考課、人事異動等に関しては代表取締役が監査等委員会の同意を得たうえで決定いたします。

また、他の業務に優先して監査等委員会の補助業務を行うこととして、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保します。

(9) 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役および使用人は監査等委員会に当社の業務または業績に与える重要な事項および重大な法令・定款違反行為その他これらに準ずる事実ならびにそのおそれのある事実につき報告することとしております。

また上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行いません。

② 監査等委員は、重要な意思決定の過程および取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、意見を述べることができます。

(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員は内部監査室と連携を図るため、定期的に連絡会議を開催しております。

② 監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることとしております。

当連結会計年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 内部統制システム全般

当社グループでは、内部監査室による業務監査および内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価および改善を実施しております。

また、上記体制のもと、金融商品取引法に基づく「内部統制の有効評価」を行っております。当連結会計年度につきましては、開示すべき重要な不備および欠陥は発見されていません。

(2) コンプライアンス

法令順守体制の点検・強化を推進するため、法令・定款・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、監査等委員会、内部監査室および弁護士を通報窓口とする内部通報制度を設けています。

(3) リスク管理

当社グループでは、様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として、代表取締役を委員長とした「リスク管理委員会」を設置しております。

(4) 取締役の職務執行

当社グループは、社外取締役を選任して原則月に１回開催される取締役会による取締役の職務執行の監督機能を強化しています。

(5) 監査等委員会

監査等委員会は、取締役会への出席ならびに経営会議その他の重要な会議への出席および取締役、使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っています。

また、監査等委員は会計監査人、内部監査室など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しています。

８．会社の支配に関する基本方針

当社グループは、財務および事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収への対応方針は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

９．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、経営理念「水を通じて健康づくりに貢献する」を永続的に発展させ、地域社会へ貢献するべく必要な安定した収益と適切な自己資本を確保するとともに、当社株式への投資魅力を高めるための配当の実施を行うことを基本方針とします。

剰余金の配当につきましては、配当性向を勘案しつつ、財政状況を総合的に検討し特に株主資本配当率（DOE）を意識しながら、長期安定的な累進配当を実施してまいります。

連結貸借対照表

(2026年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,535,479**	**流動負債**	**2,504,169**
現金及び預金	1,132,065	支払手形及び買掛金	101,456
売掛金	103,307	短期借入金	330,000
商品	157,012	１年内返済予定の長期借入金	601,807
前払費用	110,133	リース債務	12,530
その他	34,435	未払金	232,332
貸倒引当金	△1,475	未払費用	295,563
固定資産	**5,804,765**	未払法人税等	135,252
有形固定資産	**4,717,683**	賞与引当金	99,501
建物及び構築物	2,800,057	前受金	544,487
工具、器具及び備品	7,553	その他	151,238
土地	1,866,691	**固定負債**	**1,653,351**
リース資産	43,381	長期借入金	1,084,401
その他	0	リース債務	46,412
無形固定資産	**68,790**	繰延税金負債	44,402
ソフトウエア	38,773	退職給付に係る負債	43,398
電話加入権	7,388	資産除去債務	404,445
のれん	22,050	その他	30,291
その他	576	**負債合計**	**4,157,521**
投資その他の資産	**1,018,291**	**純資産の部**	
投資有価証券	41,590	科目	金額
繰延税金資産	165,553	**株主資本**	**3,170,389**
敷金及び保証金	709,323	**資本金**	**330,729**
その他	116,216	**資本剰余金**	**125,665**
貸倒引当金	△14,392	**利益剰余金**	**2,759,564**
		自己株式	**△45,569**
		その他の包括利益累計額	**12,334**
		その他有価証券評価差額金	12,334
		純資産合計	**3,182,723**
資産合計	**7,340,245**	**負債及び純資産合計**	**7,340,245**

連結損益計算書

（自　2025年４月１日
至　2026年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**8,541,251**
売上原価		**7,083,065**
売上総利益		**1,458,185**
販売費及び一般管理費		**1,024,342**
営業利益		**433,843**
営業外収益		
受取利息	1,458	
貸倒引当金戻入益	2,538	
電力販売収益	3,666	
助成金収入	5,747	
受取事務手数料	482	
その他営業外収益	4,579	18,473
営業外費用		
支払利息	19,927	
その他営業外費用	4,964	24,892
経常利益		**427,424**
特別利益		
受取保険金	35,000	
企業結合に係る特定勘定取崩益	45,479	80,479
特別損失		
固定資産除却損	1,110	
訴訟関連損失	52,857	
減損損失	105,308	159,276
税金等調整前当期純利益		**348,627**
法人税、住民税及び事業税	133,731	
法人税等調整額	△27,650	106,080
当期純利益		**242,547**
親会社株主に帰属する当期純利益		**242,547**

連結株主資本等変動計算書

（自　2025年４月１日
　至　2026年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	330,729	125,665	2,597,530	△45,569	3,008,335
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△80,513		△80,513
親会社株主に帰属する当期純利益			242,547		242,547
自己株式の取得					－
自己株式の処分					－
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	162,033	－	162,033
当連結会計年度末残高	330,729	125,665	2,759,564	△45,569	3,170,389

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	2,781	2,781	3,011,136
当連結会計年度変動額			
剰余金の配当			△80,513
親会社株主に帰属する当期純利益			242,547
自己株式の取得			－
自己株式の処分			－
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	9,553	9,553	9,553
当連結会計年度変動額合計	9,553	9,553	171,587
当連結会計年度末残高	12,334	12,334	3,182,723

連　結　注　記　表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	１社
連結子会社の名称	株式会社ワカヤマアスレティックス

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社は存在しないため、持分法は適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ　有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの	時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法を採用しております。

ロ　棚卸資産

商品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②固定資産の減価償却の方法

イ　有形固定資産 （リース資産を除く）	定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　10年～49年
ロ　無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 ソフトウエア　５年 のれん　８年
ハ　リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ　長期前払費用　　定額法を採用しております。

③引当金の計上基準

イ　貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ　賞与引当金　　従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当連結事業年度に負担すべき額を計上しております。

④収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第30号　2020年３月31日）を適用しています。

イ　直営事業収入

直営事業収入は、スイミングスクール事業所（直営校）における授業料等の直営校売上からなります。これらの収益は、主に会員への授業等サービス提供が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、履行義務が充足される前月内に受領しております。

ロ　受託事業収入

受託事業収入は、スイミングスクール事業所（受託校）との契約における委託料の受託売上からなります。これらの収益は、当該月の委託が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、委託総額に委託料率を乗じた金額をもって収益を認識しております。代金は、履行義務が充足された翌月内に受領しております。

ハ　企画課外売上収入

企画課外売上収入は、主にスイミングスクール各事業所におけるイベント行事等の課外売上からなります。これらの収益は、主に会員へのイベント行事のサービス提供が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、概ね履行義務が充足される前月内に受領しております。

⑤その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債　　当社は、確定拠出年金制度及び前払退職金制度の選択制を採用しておりますが、一部従業員の退職金補填のため2005年12月31日まで設けていた厚生年金基金制度とそれ以降の確定拠出年金制度との差額を調整したものに関する支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を退職給付に係る負債に計上しております。なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の算定にあたっては、簡便法を採用しており、割引率を考慮しております。また、連結子会社では当連結会計年度末における自己都合退職に伴う要支給額を退職給付に係る負債として計上しております。

２．会計上の見積りに関する注記

（固定資産の減損損失）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形及び無形固定資産の期末帳簿価額	4,786,473千円
減損損失	105,308千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①見積りの算出方法

当社グループは、事業所の減損の兆候を把握するに当たり、資産のグルーピングを事業所単位で行っており、各事業所の営業損益が２期連続でマイナスとなる場合及び固定資産の時価が著しく下落した場合等において、減損の兆候があると判断しております。この場合の減損損失の測定については、当該資産グループについて、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計額が固定資産の帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い金額）まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することにしております。

当連結会計年度において、減損の兆候があると判断し、減損損失の要否について検討を行った親会社の22拠点の事業所のうち、12拠点については減損損失を計上しております。また10拠点については、割引前将来キャッシュ・フローの合計額又は正味売却価額が固定資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断しております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの合計額及び使用価値の算定については、各事業所の営業継続期間の予測を当該事業所の主要な資産の残存減価償却期間等としております。この使用価値の算定には、過去の各事業所の営業損益を基礎とした割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに用いた過去の実績に基づく今後の会員の入会動向、加重平均資本コストによる割引率等複数の仮定に基づいており、見積りの不確実性を伴うものであります。

なお、新規出店事業所の減損の兆候を把握する際は、初期費用の影響等から初年度は通常営業損失になるため出店後一定の猶予期間を設定しております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

翌連結会計年度以降の収益予測及び営業損益予測の仮定が大きく異なった場合には、翌連結会計年度の減損損失に影響を与える可能性があります。

３．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	646,239千円
土地	1,537,440千円
計	2,183,679千円

（上記に対応する債務）

１年内返済予定の長期借入金	519,727千円
長期借入金	800,716千円
計	1,320,443千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　　6,808,209千円

４．連結損益計算書に関する注記

企業結合に係る特定勘定取崩益

当社による株式会社ワカヤマアスレティックスの子会社化に伴い、将来発生が予測される債務に対応したものでありますが、当連結会計年度末に見直した結果、翌連結会計年度末以降において発生しないことが明らかになった費用を取り崩したものであります。

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式　　4,026,056株

(2) 剰余金の配当に関する事項

Ⅰ.配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年６月27日 定時株主総会	普通株式	40,256	10.00	2025年３月31日	2025年６月30日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	40,256	10.00	2025年９月30日	2025年12月８日

Ⅱ.基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年６月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年６月26日定時株主総会	普通株式	40,256	利益剰余金	10.00	2026年３月31日	2026年６月29日

６．金融商品に関する注記

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、主にスイミングスクール事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、金利スワップの特例処理の対象となる取引のみに限定する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

・売掛金は営業債権であり、長期貸付金は取引先に対する債権であり、また敷金及び保証金は、主に事業所の賃貸借契約による差入預託保証金であります。

上記売掛金、長期貸付金、敷金及び保証金は、顧客等の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、事業本部における各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状況等の悪化等による貸倒懸念の早期把握及びその対応策を図っております。

・投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、四半期ごとに発行会社の財務状況を把握し、市況や取引先企業の関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

・営業債務である支払手形、未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達であります。

上記営業債務や社債及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、管理本部が月次に資金繰計画を作成・更新し、手元流動性を適正値に維持することにより、流動性リスクを管理しております。

当該リスクに関しては、信用リスクを軽減するため、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。また、借入金に係る支払金利は、金利スワップ取引を利用し、変動リスクを抑制しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない株式等は、取得原価をもって算定した貸借対照表価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

2026年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額2,100千円)は、「投資有価証券」には含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	39,490	39,490	－
長期貸付金（短期貸付金を含む）	16,838		
貸倒引当金（長期貸付金に対応するもの）	△14,392		
差引	2,445	2,730	285
敷金及び保証金	709,323	657,709	△51,614
資産計	751,260	699,931	△51,328
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	1,686,208	1,669,770	△16,437
負債計	1,686,208	1,669,770	△16,437

(※) 現金及び預金、売掛金、支払手形、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

Ⅲ. 金融商品の時価等の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	39,490	－	－	39,490
資産計	39,490	－	－	39,490

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期貸付金	－	2,730	－	2,730
敷金及び保証金	－	657,709	－	657,709
資産計	－	660,440	－	660,440
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	－	1,669,770	－	1,669,770
負債計	－	1,669,770	－	1,669,770

(注) 時価の算定を用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

敷金及び保証金

契約先毎に償還時期を合理的に見積り、平均残存期間に応じたリスクフリーレートで、償還予定額を割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

7．賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のテナント（土地を含む）及び遊休資産を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は9,797千円であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、時価は次のとおりであります。

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額	時価
141,433	125,907

（注）1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2．時価の算定方法

主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であり、一部重要性の乏しい不動産については、適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額によっております。

8．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	直営事業収入（千円）	受託事業収入（千円）	企画課外売上収入（千円）	商品売上（千円）	その他（千円）	合計（千円）
一時点で移転される財	155,207	－	－	595,710	688	751,605
一定期間にわたり移転される財	6,556,643	759,147	447,479	－	－	7,763,269
顧客との契約から生じる収益	6,711,850	759,147	447,479	595,710	688	8,514,875
その他の収益	－	－	－	－	26,375	26,375
外部顧客への売上高	6,711,850	759,147	447,479	595,710	27,063	8,541,251

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

①直営事業収入

直営事業収入は、スイミングスクール事業所（直営校）における授業料等の直営校売上からなります。これらの収益は、主に会員への授業等サービス提供が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、履行義務が充足される前月内に受領しております。

②受託事業収入

受託事業収入は、スイミングスクール事業所（受託校）との契約における委託料の受託売上からなります。これらの収益は、当該月の委託が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、委託総額に委託料率を乗じた金額をもって収益を認識しております。代金は、履行義務が充足された翌月内に受領しております。

③企画課外売上収入

企画課外売上収入は、主にスイミングスクール各事業所におけるイベント行事等の課外売上からなります。これらの収益は、主に会員へのイベント行事のサービス提供が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、概ね履行義務が充足される前月内に受領しております。

④商品売上

商品売上は、主にスイミングスクール各事業所における水泳用品や食料品等の商品売上からなります。これらの収益は、商品を会員等に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、商品引渡し時点を中心に、概ね１カ月以内に受領しております。

⑤その他

その他は、主に契約における水泳指導業務委託料、テナントからの不動産賃貸収入等からなります。これらの収益は、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。代金は、取引先との契約に基づき、概ね１カ月以内に受領しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当該事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
契約負債		
前受金	521,409千円	544,487千円

契約負債は、主に、スイミングスクール規約における会員からの前受金であり、対価については、履行義務が充足される前月内に受領しております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　790円61銭

(2) １株当たり当期純利益　60円25銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

Ⅰ. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

スイミングスクール設備における不動産賃貸借契約及び定期借地契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数を勘案して３年から34年と見積り、その期間に応じた割引率（0.258%から2.250%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	444,668千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	5,256千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
その他増減額	△45,479千円
期末残高	404,445千円

貸借対照表

(2026年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**902,475**	**流動負債**	**2,178,569**
現金及び預金	511,189	支払手形	44,578
売掛金	103,307	買掛金	55,469
商品	154,860	短期借入金	150,000
前払費用	100,883	１年内返済予定の長期借入金	519,727
その他	33,702	リース債務	8,809
貸倒引当金	△1,468	未払金	217,602
固定資産	**5,494,852**	未払費用	295,015
有形固定資産	**3,974,192**	未払法人税等	135,049
建物	2,315,878	未払消費税等	90,431
構築物	80,805	前受金	506,960
車両運搬具	0	預り金	27,182
工具、器具及び備品	4,240	賞与引当金	96,786
土地	1,537,640	その他	30,957
リース資産	35,627	**固定負債**	**1,185,955**
無形固定資産	**43,085**	長期借入金	800,716
ソフトウエア	35,119	リース債務	41,604
電話加入権	7,388	退職給付引当金	34,117
その他	576	資産除去債務	279,226
投資その他の資産	**1,477,575**	その他	30,291
投資有価証券	2,100	**負債合計**	**3,364,525**
出資金	13	**純資産の部**	
関係会社株式	554,753	科目	金額
長期貸付金	14,392	**株主資本**	**3,032,802**
長期前払費用	90,707	**資本金**	**330,729**
繰延税金資産	165,553	**資本剰余金**	**125,665**
敷金及び保証金	660,290	資本準備金	34,035
その他	4,157	その他資本剰余金	91,630
貸倒引当金	△14,392	**利益剰余金**	**2,621,977**
		利益準備金	50,192
		その他利益剰余金	2,571,785
		繰越利益剰余金	2,571,785
		自己株式	**△45,569**
		純資産合計	**3,032,802**
資産合計	**6,397,328**	**負債及び純資産合計**	**6,397,328**

損　益　計　算　書

（自　2025年４月１日
　至　2026年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**8,050,728**
売上原価		**6,669,018**
売上総利益		**1,381,710**
販売費及び一般管理費		**962,448**
営業利益		**419,261**
営業外収益		
受取利息	496	
貸倒引当金戻入益	2,538	
助成金収入	5,747	
経営指導業務委託料	2,000	
受取事務手数料	482	
その他営業外収益	2,652	13,917
営業外費用		
支払利息	14,090	
その他営業外費用	2,462	16,552
経常利益		**416,626**
特別利益		
受取保険金	35,000	35,000
特別損失		
固定資産除却損	946	
訴訟関連損失	52,857	
減損損失	105,308	159,111
税引前当期純利益		**292,514**
法人税、住民税及び事業税	133,529	
法人税等調整額	△24,711	108,817
当期純利益		**183,696**

株主資本等変動計算書

（自　2025年４月１日
　至　2026年３月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	330,729	34,035	91,630	125,665	50,192	2,468,602	2,518,794	△45,569	2,929,619
当期変動額									
剰余金の配当						△80,513	△80,513		△80,513
利益準備金の積立							—		—
当期純利益						183,696	183,696		183,696
自己株式の取得									—
自己株式の処分									—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	103,183	103,183	—	103,183
当期末残高	330,729	34,035	91,630	125,665	50,192	2,571,785	2,621,977	△45,569	3,032,802

項目	純資産合計
当期首残高	2,929,619
当期変動額	
剰余金の配当	△80,513
利益準備金の積立	—
当期純利益	183,696
自己株式の取得	—
自己株式の処分	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	
当期変動額合計	103,183
当期末残高	3,032,802

個　別　注　記　表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

関係会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等　　総平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産

商品　　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）　　定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～34年
構築物	10年～30年
工具、器具及び備品	３年～12年

②無形固定資産　　定額法

ソフトウエア　　自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法で償却しております。

③リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用　　定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金　　従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③退職給付引当金　　当社は、確定拠出年金制度及び前払退職金制度の選択制を採用しておりますが、一部従業員の退職金補填のため2005年12月31日まで設けていた厚生年金基金制度とそれ以降の確定拠出年金制度との差額を調整したものに関する支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額を退職給付引当金に計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の算定にあたっては、簡便法を採用しており、割引率を考慮しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第30号　2020年３月31日）を適用しています。

①直営事業収入

直営事業収入は、スイミングスクール事業所（直営校）における授業料等の直営校売上からなります。これらの収益は、主に会員への授業等サービス提供が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、履行義務が充足される前月内に受領しております。

②受託事業収入

受託事業収入は、スイミングスクール事業所（受託校）との契約における委託料の受託売上からなります。これらの収益は、当該月の委託が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、委託総額に委託料率を乗じた金額をもって収益を認識しております。代金は、履行義務が充足された翌月内に受領しております。

③企画課外売上収入

企画課外売上収入は、主にスイミングスクール各事業所におけるイベント行事等の課外売上からなります。これらの収益は、主に会員へのイベント行事のサービス提供が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、概ね履行義務が充足される前月内に受領しております。

２．会計上の見積りに関する注記

（固定資産の減損損失）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形及び無形固定資産の期末帳簿価額	4,017,277千円
減損損失	105,308千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表　２．会計上の見積りに関する注記　（固定資産の減損損失）(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報に記載した情報と同一であります。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

連結注記表　２．会計上の見積りに関する注記　(3)翌連結会計年度の計算書類に与える影響に記載した情報と同一であります。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	646,239千円
土地	1,537,440千円
計	2,183,679千円

（上記に対応する債務）

１年内返済予定の長期借入金	519,727千円
長期借入金	800,716千円
計	1,320,443千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　5,716,032千円

(3) 保証債務

次の会社の金融機関からの借入金に対して保証を行っております。

(連結子会社)

株式会社ワカヤマアスレティックス　260,765千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権　196千円

短期金銭債務　175千円

４．損益計算書に関する注記

(1) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額

売上原価　2,695千円

なお、金額は洗替法によっております。

(2) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高　146千円

営業取引以外の取引高　2,000千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

普通株式　403株

6．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	4,991千円
退職給付引当金	10,736千円
賞与引当金	30,458千円
未払法定福利費	4,903千円
商品評価損	2,580千円
ゴルフ会員権評価損	1,988千円
減価償却超過額（減損損失を含む）	153,779千円
減損損失（土地・電話加入権）	55,931千円
未払事業税	11,125千円
未払事業所税	4,949千円
資産除去債務	87,872千円
その他	1,374千円
繰延税金資産小計	370,692千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△147,865千円
評価性引当額小計	△147,865千円
繰延税金資産合計	222,827千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△57,274千円
繰延税金負債合計	△57,274千円
繰延税金資産の純額	165,553千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
住民税均等割	4.7%
評価性引当額の増減	1.0%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.2%

7．リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

8．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表　8．収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

9．関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱ﾜｶﾔﾏｱｽﾚﾃｨｯｸｽ	直接100%	役員の兼任	債務保証	260,765	－	－

10. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　753円37銭

(2) １株当たり当期純利益　45円63銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

Ⅰ. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

スイミングスクール設備における不動産賃貸借契約及び定期借地契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数を勘案して３年から34年と見積り、その期間に応じた割引率（0.258%から2.250%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	276,451千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	2,775千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
期末残高	279,226千円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社ジェイエスエス
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋本民子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浦上卓也

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェイエスエスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイエスエス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社ジェイエスエス
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　橋本民子
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　浦上卓也

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイエスエスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までの第５１期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１.監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

２.監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月21日

株式会社ジェイエスエス　監査等委員会

監査等委員　山脇幹雄　㊞

監査等委員　安達　徹　㊞

監査等委員　奥田智子　㊞

（注）監査等委員　山脇幹雄、安達徹及び奥田智子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、中間配当金１株当たり10円を含めた年間配当金は、１株当たり20円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の総額は40,256,530円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会において検討がなされましたが、特に指摘すべき点はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	ふじき　たかお 藤木孝夫 （1953年６月４日生）	1978年11月　当社入社 1999年７月　執行役員西部事業部長就任 2001年２月　役員待遇事業部長 2001年６月　取締役事業部長就任 2002年１月　代表取締役社長就任（現任）	94,000株
	【選任理由】 藤木孝夫氏は、当社入社以来、スイミングスクール事業における要職を歴任し、現在では業務執行の最高責任者である代表取締役社長を務めております。当社事業全般における豊富な業務経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者としました。		
2	おくむら　ゆきてる 奥村征照 （1941年６月13日生）	1979年４月　当社入社　取締役就任 1985年８月　代表取締役社長就任 1999年６月　代表取締役会長就任 2008年６月　取締役会長就任（現任）	100,000株
	【選任理由】 奥村征照氏は、当社入社以来、当社の経営に携わり、豊富な企業経営経験と幅広い知見・人脈を有していることから、これらの経験と見識が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値を向上させていくために不可欠なものと判断し、引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	濱治 雅弘（はまじ まさひろ） （1961年11月４日生）	1981年１月　当社入社 2015年４月　西日本事業部　関西地区担当次長 2018年４月　管理本部　総務・人事担当部長 2019年10月　管理本部副本部長 2020年４月　管理本部本部長 2020年６月　取締役管理本部長就任 2024年４月　常務取締役管理本部長就任（現任）	1,300株
	【選任理由】 濱治雅弘氏は、当社入社以来、スイミングスクール事業における要職を歴任し、現在では管理部門を統括する立場にあります。当社スイミングスクール事業の豊富な業務経験と実績を活かし、管理部門を率いていることから、引き続き取締役候補者としました。		
4	藤木 航（ふじき わたる） （1980年８月８日生）	2003年５月　当社入社 2018年４月　事業本部営業部店舗開発担当次長 2022年４月　事業本部店舗開発営繕部部長 2024年４月　店舗開発管理本部本部長 2024年６月　取締役店舗開発管理本部長就任 2025年５月　常務取締役事業本部・営業推進本部管掌（現任）	6,900株
	【選任理由】 藤木航氏は、当社入社以来、スイミングスクール事業における要職を歴任し、現在では事業部門および営業推進部門の運営を指揮する立場にあります。当社スイミングスクール事業全般における豊富な業務経験と実績を活かし、事業部門および営業推進部門を率いていることから、引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	宮本倍幸（みやもとますゆき） （1962年９月５日生）	2007年４月　株式会社ティップネス入社　営業本部付 2007年６月　同社スクール事業部長 2008年９月　同社営業第６部部長 2009年８月　同社首営２部部長 2011年４月　同社営業第２部部長 2012年３月　同社営業第２部執行役員部長 2016年６月　同社取締役執行役員 2023年６月　当社取締役営業戦略室長就任 2024年４月　取締役営業推進本部長就任（現任）	－　株
	【選任理由】 宮本倍幸氏は、2023年６月の取締役就任以来、同氏が当社の筆頭株主である日本テレビホールディングス株式会社の連結子会社である株式会社ティップネスで培った豊富な知識や幅広い見識を活かし、現在は営業推進部門を統括する立場にあります。当社スイミングスクール事業全般における豊富な業務経験と実績を活かし、営業推進部門を率いていることから、引き続き取締役候補者としました。		

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

２．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の17頁に記載のとおりです。各取締役候補者の再任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	山脇幹雄（やまわきみきお） （1948年10月18日生）	1967年４月　大阪国税局入局 1996年７月　神戸税務署副署長 1998年７月　大阪国税局　徴収部　国税訟務官 2000年７月　西脇税務署長 2002年７月　大阪国税局　調査第一部　調査開発課長 2003年７月　大阪国税局　徴収部　徴収課長 2005年７月　大阪国税局　徴収部　管理課長 2006年７月　大阪国税局　徴収部　徴収部次長 2007年７月　大阪国税局　徴収部　徴収部長 2008年７月　大阪国税局　退職 2008年８月　税理士登録 2008年９月　山脇幹雄税理士事務所開所 同事務所代表就任(現任) 2013年６月　当社取締役就任 2016年６月　取締役（監査等委員）就任（現任） （重要な兼職の状況） 山脇幹雄税理士事務所代表	―　株
	【選任理由および期待される役割の概要】 山脇幹雄氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる国税庁での業務および税理士としての豊富な業務経験等に基づく知見により、客観的かつ専門的な視点から当社取締役会の意思決定および取締役の職務執行の監督など社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけると考えられますので、社外取締役に適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>ふりがな
氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、当社における地位および担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社
株 式 の 数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>あだち　とおる
安 達　 徹

（1962年７月15日生）</td><td>1981年４月　大阪国税局入局
1982年３月　大蔵事務官任官
2008年７月　大阪国税局退職
2008年８月　税理士登録
東郷義和税理士事務所入所
2010年７月　株式会社安達計算センター
代表取締役就任(現任)
2011年４月　安達徹税理士事務所開所
同事務所代表就任(現任)
2011年６月　当社監査役就任
2016年６月　取締役（監査等委員）就任（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社安達計算センター代表取締役
安達徹税理士事務所代表</td><td>－　株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由および期待される役割の概要】
安達徹氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる国税庁での業務および税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の企業統治においてその深い見識を活かした社外取締役としての監査監督機能および役割を果たしていただけると考えられますので、社外取締役に適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>おくだ　ともこ
奥 田 智 子

（1981年９月15日生）</td><td>2006年10月　弁護士登録
いぶき法律事務所入所（現任）
2024年６月　取締役（監査等委員）就任（現任）
（重要な兼職の状況）
いぶき法律事務所弁護士</td><td>－　株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由および期待される役割の概要】
奥田智子氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、法曹界における長年の経験があり、会社法をはじめとする企業法務に精通しているため、当社の企業統治においてその深い見識を活かした社外取締役としての監査監督機能および役割を果たしていただけると考えられますので、社外取締役に適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．山脇幹雄氏、安達徹氏および奥田智子氏は、社外取締役候補者であります。
(1) 山脇幹雄氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本

総会終結の時をもって13年となります。

(2) 安達徹氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。また、これとは別に監査役としての在任期間が５年あります。

(3) 奥田智子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。

３．当社は、山脇幹雄氏、安達徹氏および奥田智子氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、３氏が再任された場合には、３氏を独立役員として届け出る予定であります。

４．当社は山脇幹雄氏、安達徹氏および奥田智子氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、３氏が再任された場には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

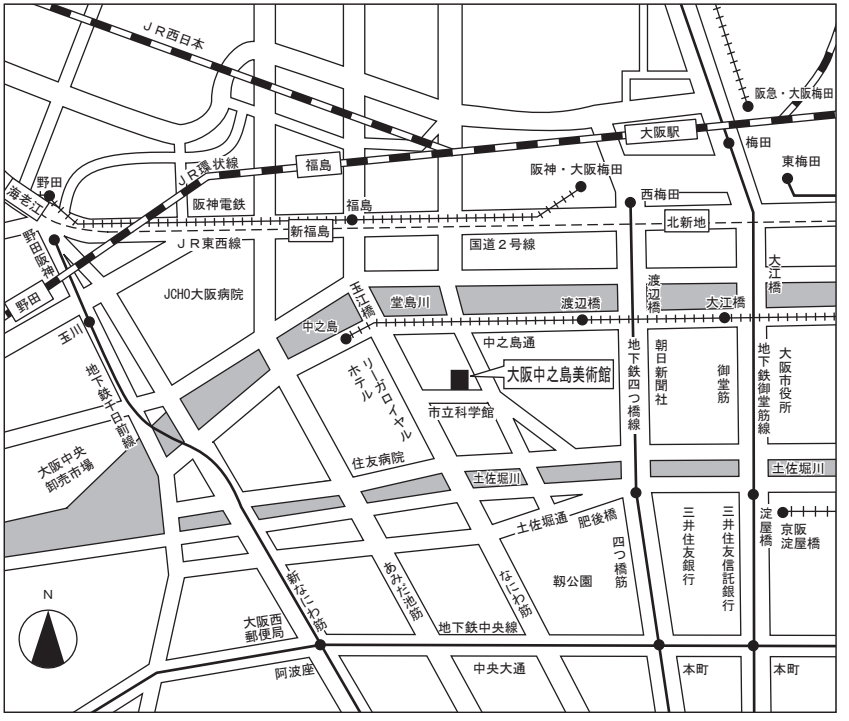
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の17頁に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

６．奥田智子氏は旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は田中智子であります。

以　上

株主総会会場のご案内図

会場：大阪市北区中之島四丁目３番１号
大阪中之島美術館
１階　ホール
（前回と開催場所が異なりますのでご注意ください。）



●京 阪 電 車／中之島線　渡辺橋駅下車２番出口より南西へ徒歩約５分
●大阪メトロ／四つ橋線　肥後橋駅下車４番出口より西へ徒歩約10分
／御堂筋線　淀屋橋駅下車７番出口より西へ徒歩約15分
●JR大阪環状線／福島駅下車　徒歩約10分
●ＪＲ東 西 線／新福島駅下車２番出口より南へ徒歩約10分
●阪 神 電 鉄／阪神本線　福島駅下車　南へ徒歩約10分
●大阪ｼﾃｨﾊﾞｽ／JR大阪駅前から53号・75号系統田蓑橋下車　南西へ徒歩約２分